

もも脳ネット 定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、もも脳ネットという。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 この会は、一般市民に対して、大腿部頸部骨折及び脳卒中を中心とする地域医療連携に関する事業を行い、地域医療連携が継ぎ目なく円滑に行われ、良質の医療が提供されることを目的とする。

（活動の種類）

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域医療連携に関する調査研究事業
- (2) 地域医療連携に関する情報収集及び情報提供事業
- (3) 地域医療連携を実践する自治体、法人など団体等への助言および支援事業
- (4) 地域医療連携に関する普及啓発事業
 - ① 機関紙、研究報告書の発行
 - ② ホームページの開設・運営
 - ③ 市民フォーラムの開催
- (5) 地域医療連携に関わる国内外の団体との情報交換及びネットワーク構築事業
- (6) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（正会員）

第5条 この会の正会員は、次のとおりとする。
この会の目的に賛同して入会し、この会の活動に参加する個人及び団体

(入会)

第6条 会員の入会については、医療及び介護関係者とする。

- 2 会員として入会しようとする者は、事務局に申し出るものとする。
- 3 事務局は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 事務局は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、事務局に申し出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上
- (2) 監事1人以上 2人以内

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事は、すべてこの会の業務について、この会を代表する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる業務を執行する。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 前号の規定による監査の結果、この会の業務に関し不正行為又は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(4) 理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

(種別)

第17条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会、運用総会の3種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画
- (5) 事業報告
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 連携パスの運用状況報告
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第3項第3号の規定により、監事から招集があったとき。

3 運用総会は、年4回開催する。

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事が招集する。

- 2 理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の出席がなければ開催することはできない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第25条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第23条、前条第1項及び第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(幹事病院)

第27条 総会の運営を行うため、理事会の議決により幹事病院を定める。

- 2 幹事病院は、以下の病院が持ち回り担当することとする。
 - ・独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター

- ・総合病院岡山赤十字病院
 - ・川崎医科大学附属川崎病院
 - ・一般財団法人操風会 岡山旭東病院
 - ・医療法人自由会 岡山光南病院
 - ・総合病院岡山市立市民病院
 - ・社会医療法人鴻仁会 岡山中央奉還町病院
 - ・一般財団法人操風会 岡山リハビリテーション病院
 - ・独立行政法人労働者健康福祉機構 岡山労災病院
- 3 幹事病院は総会を運営し、また、議事を記録するため議事録を作成する。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 5名以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (2) 第13条第3項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事が招集する。

- 2 理事は、前条第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第1項及び第2項、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 委員会

(定義)

第36条 もも脳ネットの運営に必要となる専門的な事項を審議するため、委員会を設置する。

- 2 委員会の設置は、理事会の議決によるものとする。

(構成)

第37条 委員会は、理事会の議決を経て、正会員の中から委員若干名をもって組織する。

(委員長)

第38条 委員会の委員長は、理事会の議決により、理事の中から選任する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(任期)

第39条 委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事録)

第40条 委員会の議事については、委員長の指名する書記が議事録を作成する。

第8章 事務局

(定義)

第41条 もも脳ネットの運営に係る事務手続を遂行するため、事務局を設置する。

(設置)

第42条 事務局の設置は、理事会の議決によるものとする。

2 もも脳ネットの事務局は、川崎医科大学附属川崎病院に設置する。

(業務)

第43条 事務局は、ホームページへの情報掲載、メーリングリストの管理、理事会の運営及び議事録の作成を行う。

第9章 事業運営

(事業計画)

第44条 この会の事業計画は、理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告)

第45条 この会の事業報告書は、毎事業年度終了後、速やかに、理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第46条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第48条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- 2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第49条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第11章 雑則

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により、これを定める。

附則

- 1 この定款は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この会の定款施行当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この会の定款施行当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 この会の定款施行当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、定款施行開始の日から平成27年3月31日までとする。

別表

定款施行開始当初の役員

役職名 氏名

理事

監事

監事

以上